

令和5年8月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月7日(月) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
9番 大屋博幸	10番 古賀榮一
11番 北島英文	12番 (欠番)
13番 秋丸政光	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 非農地判断について

第6号議案 小城市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 農林水産課職員

農政企画係長 浦部 徳恵

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年8月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。今日はお忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。 農業委員さんがこのメンバーになりまして初めての会議でございます。私も皆さん方の御承認をいただきまして、今回、会長をさせていただきます。3年間、皆様方のお力添えをいただきながら、精いっぱい皆様方と共にいろんな問題に対応していきたいと思っております。どうぞよろしくお祈いします。 そしてまた、農業のほうもですけれども、地球温暖化の影響で、台風、異常気象、水害とたくさんの災害がありますけれども、そういうときにも私たちが率先していろんな対応をしていかなければなと思っております。 そしてまた、今後いろいろ出てくると思いますが、人・農地プラン、地域計画そのものも、今後また皆様方と共に進めていかななくてはならないのかなと思っております。どうぞ皆様方の御協力をよろしくお祈い申し上げます。 今日は第1号議案から第6号議案まででございますので、皆様方の御協力をよろしくお祈い申し上げます。 それでは、議事を進めていただきたいと思っております。よろしくお祈いします。
事務局	ありがとうございました。 本日は、出席委員13名全員出席です。在任委員の過半数以上の出席がございしますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和5年8月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 1番松本委員、2番香月委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は国道444号東の芦刈町住ノ江東地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	
議長	

事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は5ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は市道内砥川線南の牛津町内砥川地区にある農地で、申請理由は家庭菜園です。</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 資料は9ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所は芦刈町大字永田地区にある農地で、申請理由は贈与です。 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は4件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は21ページからとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は主要地方道小城牛津線西の牛津町上江良地区を通る市道上江良線南にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地17区画でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続し排水されるため、周辺農地への影響はないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p>

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は30ページからとなります。

申請番号2は申請番号1の北側となります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道小城牛津線西の牛津町上江良地区を通る市道上江良線南にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地16区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続し排水されるため、周辺農地への影響はないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は39ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は国道444号西の芦刈町弁財地区にある弁財排水機場北にある農地で、転用目的は農業用倉庫でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側及び北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、農業用施設への用途区分の変更であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認すること

事務局

議長

事務局

議長

に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は47ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号南の小城町鷺ノ原地区を通る市道久蘇鷺ノ原線西にある農地で、転用目的は建売分譲住宅18区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号53まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は3ページから、先ほどお渡しした14ページまで御覧をいただきたいと思っております。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が80筆、利用権の再設定が66筆、合計で146筆、総面積が30万3,904.54平米でございます。

今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号53までについては原案のとおり承

事務局

議長

事務局

議長

認することに決定しました。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は15ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は6件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号4について説明をいたします。

申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

3 番 事務局	<p>この田んぼの6, 098平米が反当〇〇万円ということなんですけれども、何かこれは特別な要件というか、条件があったんでしょうか。</p> <p>お答えをいたします。</p>
3 番 事務局	<p>筆の明細の（土地の所在地）の6, 098平米なんですけど、ここは芦刈からの飛び地になっておりまして、久保田町側に土地がついています。芦刈町側から見ればすぐなんですけど、この圃場に行くまでが、北まで上って大体30分ぐらいかからないと、ちょっとそこには到達できないという、耕作する上でなかなか効率化できないということで、この反当〇〇万円ということであっせんが成立しております。</p> <p>以上です。</p>
3 番 事務局	<p>こういうときは公社も認めてくれるわけですね。</p> <p>はい。理由があれば、公社とも協議しながら認めることができるというふうになって、既に元の所有者さんから公社のほうには移転を済ませております。ですから、さっきおっしゃったように公社も認めていると。</p>
議 長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号5について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号5について説明をいたします。</p>
議 長	<p>申請番号5、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号6について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号6について説明をいたします。</p>
議 長	<p>申請番号6、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は16ページを御覧ください。</p>

議 長	<p>農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。 本日の売渡希望の審議件数は3件でございます。 資料は65ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は17ページを御覧ください。 第5号議案 非農地判断について説明をいたします。 資料は別つづりで配付をしておりますので、御覧ください。 申請人が〇〇〇〇さんということで、別に資料を準備しております。 非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付いたします。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。</p>

今回審議していただく農地は、畑3筆の2、506平米でございます。

申請書を受理後、担当が現地を確認いたしました。車では申請地に到達することができず、どこが境界となるのか判断ができる状況ではありませんでした。

そのため、7月28日の農地転用許可申請事前調査時に机上で現地の写真及び航空写真により、農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。

農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第6号議案 小城市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は18ページを御覧ください。

資料は別つづりで配付をしておりますので、併せて御覧ください。

第6号議案 小城市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見についてを説明いたします。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、小城市長から意見を求められているため、審議していただくものでございます。

内容につきましては、農林水産課担当が説明を行います。

農林水産課

小城市農林水産課、浦部と申します。今回お時間いただきありがとうございます。

今回御提案いたしましたのは、小城市の農業について基本的な方針を定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきまして、一部を改正することにしてありますが、農業経営基盤強化促進法第6条及び施行規則第2条により、農業委員会からも意見を聴取することとなっておりますので、今回お時間をいただいております。よろしくをお願いします。

今回、小城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を改正する背景は、国の法改正に伴い、佐賀県が5月に佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の一部を改正したことによるものでございます。市町村の基本構想は、法律で県の基本方針と調和が保たれたものでなければならぬとなっておりますので、今回改正に至ったものでございます。

それでは、お手元の資料の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、こちらに沿って御説明させていただきます。

開いていただいて、1ページに表記しております「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」につきましては、「佐城農業改良普及センター」から「佐城農業振興センター」へ名称の変更と、佐賀県の基本方針に合わせて「人・農地プラン」を「地域計画」に変更して策定しているところでございます。

次に、4ページから7ページに表記しております「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」と、8ページ……

1番

ちょっとすみません、どこば行きようとかいっちゃん分からん。

事務局	すみません、別冊になっている、右手のですね……
1 番	これ。
事務局	はい。表紙をめくって……
農林水産課	今から、8ページから11ページですね。
事務局	表紙に「基本的な構想（案）」というふうになっている冊子を別に印刷でお渡しをしています。その別つづりの資料を御覧いただきたいと思います。
8 番	すみません、これはこれとは違うと。
事務局	それは、今、左手にお持ちのものは新旧対照表になっていますので、今その案のほうで説明をしておりますので。
農林水産課	それでは、資料の8ページから11ページにございます「第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」は、農産物の販売単価と、経営などが変化しているのを踏まえ、農業類型、経営規模などを佐賀県の基本方針に合わせて見直しをして表記しているところでございます。
	次に、12ページに表記しております「第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るための支援に関する事項」につきましては、確保と育成、体制づくりなどを佐賀県の基本方針に合わせて新設しているところでございます。
	次に、13ページに表記しております「第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」につきましては、目標の法定化に伴い、面積集積から集約化へ変更しております。
	次に、14ページから18ページに表記しております「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」につきましては、利用権設定促進事業が削除され、地域計画推進事業の新設に伴い、関連ある項目全てにおいて新たに追加・修正しているところでございます。
	以上、簡単でございますが、基本構想の改正について説明でございます。
議 長	以上です。
	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。
	(質疑なし)
	ないようですので、これより採決いたします。第6号議案について原案のとおり変更することが適当であると思われる方は挙手をお願いします。
	(挙手)
	全員賛成ですので、第6号議案は原案のとおり変更することは適当であると回答します。
	ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。
	(なし)
	ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。
事務局	次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を8月25日金曜日、午後1時30分から西館2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。
	9月の定例農業委員会の日時、場所ですが、9月5日火曜日、午後1時30分から、ここ西館2階大会議室となります。
	以上でございます。
議 長	それでは、ほかに皆さん方の中から御意見ございましたら。
	(なし)

ないようですので、以上をもちまして8月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員